

## やまだの保育

＝「子育て支援事業」および「多様な保育」の取り組みの現状＝

2011年10月16日 掲載

出典：「2011年 厚生労働白書」

## 各種子育て支援事業の取組の現状

○ 各種子育て支援サービスは、必ずしも身近な地域に行き渡っている状況とはいえない。

事業名		事業内容	実績	地域における箇所数	
訪問 支援	乳児家庭全戸 訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,561市区町村 (雇用均等・児童家庭局総務課 調(平成22年7月1日現在))	実施市区町村の割合 89.2%	
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	1,041市区町村 (雇用均等・児童家庭局総務課 調(平成22年7月1日現在))	実施市区町村の割合 59.5%	
親や 子の 集う 場	地域子育て 支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	5,199か所 (平成21年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.24か所	
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,360か所 (公営2,757か所、 民営1,603か所) (平成21年10月現在)	1小学校区当たり 0.20か所	
預 か り	一時預かり (一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	6,460か所 (平成21年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.29か所	
	子育て 短期 支援 事業	短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	637か所 (平成21年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.35か所
		夜間養護等(トワイ ライトステイ) 事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	330か所 (平成21年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.18か所
相互 援助	ファミリー・ サポート・センター 事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	599か所 (平成21年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.33か所	

注：市区町村の総数は1,800(平成21年4月1日現在(※訪問支援の2事業については、調査時点の各都道府県ごとの市区町村数による))。

注：小学校区としての国公立小学校数は22,048(文部科学省「平成21年度学校基本調査(確定値)」)。

## 多様な保育の取組の現状

事業名	事業内容	実績	地域における箇所数
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設（原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日）	保育所数：23,068箇所 利用児童数：208万人 （平成22年4月1日現在）	・1小学校区当たり1.05か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,901箇所 （平成21年度交付決定ベース）	・認可保育所の69.4%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 （※年間を通じて開所する保育所が実施）	978箇所 （平成21年度交付決定ベース）	・認可保育所の4.3% ・1市区町村当たり0.54か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 （※開所時間は概ね11時間）	77か所 （平成21年度交付決定ベース）	・認可保育所の0.34% ・1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	1,269か所 （H21年度交付決定ベース）	・認可保育所の5.5% ・1市区町村当たり0.71か所
病児・病後児保育事業	〈病児対応型〉病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 〈病後児対応型〉病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 〈体調不良児型〉保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	1,250箇所 （H21年度交付決定ベース）	・認可保育所利用児童1,632人当たり1か所 ・1市区町村当たり0.69か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数：223人 利用児童数：828人 （H21年度交付決定ベース）	・1市区町村当たり家庭的保育者0.12人

注：市区町村の総数は1,800（平成21年4月1日現在）。小学校区としての国公立小学校数は22,048（文部科学省「平成21年度学校基本調査（確定値）」）。